

2018. 1. 25. No358

おきがろうニュース
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で!

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239
沖縄学校事務労働組合

連絡先

okigakurou2017@gmail.com

仕事増大の悪影響懸念 “働き方改革”

文部科学省中央教育審議会は、昨年 12 月 22 日に「新しい学校の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を取りまとめた。文科大臣はそれを受け、26 日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を示した。

そもそも「働き方改革」は、政府が進める「一億総活躍社会を実現するための改革」の一環として行われている。少子高齢化による労働力人口減少への対策や先進国 G 7 中最下位の労働生産性の向上、電通社員の長時間労働を原因とする自殺等で問題が浮かび上がった劣悪な職場環境の改善等をねらいとしている。

しかし、次の国会に提出が予定されている「働き方改革」一括法案は、長時間労働の解消策とされる時間外労働の上限規制を厚労省の定める過労死ラインのギリギリまで会社が社員を働かせても合法とお墨付きを与えるものとなっている。また、「みなし労働時間」の考え方により労働時間規制が及ばない裁量労働制の拡大も盛り込まれた法案だ。いわゆるブラック企業の更なる蔓延・跋扈（ばっこ）を招き、労働者をさらなる長時間労働、過重労働に追いやり使い捨て、物扱いにする法案と言える。

学校労働者の多忙化解消はなるか？

話を中教審の中間まとめと文科大臣の緊急対策に戻す。その内容は、文科省の役割を

- ・学校や教師・事務職員等の職務標準を明確化し、モデル案を作成し各教育委員会に提示する。
- ・「学校における働き方改革」の趣旨資料を学校に提供する。
- ・全国の教育委員会、学校に業務改善に取り組むよう事例を示し、研修で活用させる。
- ・民間団体から学校への絵画、作文の出展依頼や配布物配布の負担軽減に向けた協力

の周知を行う。・文科省内に教職員の勤務時間や人的配置、業務改善取組みの状況を踏まえて教職員の業務量を俯瞰し一元的に管理する組織をつくる。としている。

「中間まとめ」では、学校、教師が担う業務を仕分けしている。概要は下記のとおり。

- ①「基本的には学校以外が担うべき業務」として、
 - ・登下校の対応・放課後、夜間の見守り・給食費等の徴収・地域ボランティアの連絡調整
- ②「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」として、
 - ・調査統計等への回答・休み時間における対応・校内清掃・部活動
- ③「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」として、
 - ・給食時の対応・授業準備・学習評価や成績処理・学校行事等の準備運営・進路指導・支援が必要な児童生徒、家庭への対応

教委、学校へ丸投げ、無責任な文科省

長時間労働による教職員の疲弊、授業の質の低下こそが学校における課題であり、その根本に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法：教員の勤務態様の特殊性をふまえて、公立学校の教員について、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、給料月額に 4% に相当する教職調整額を支給することを定めた法律。1971 年制定）」がある。

4%分（月に 8 時間分の超勤手当でしかない）の手当を払えば、教員を働かせ放題にできるこの悪法を廃止しない限り、この課題は絶対に解決しない。それなのに文科省は給特法に言及することなく、教育委員会や学校に小手先の策を行えと偉そうに言うだけだ。

お金を出そうとしない文科省は、当然ながら人を増やそうとしない。細かく挙げられた事例への対応策の多くは、既にいる事務職員や実際

に集まるかどうか分からない部活動指導員、地域のボランティアで教員の仕事を肩代わりさせろと言っているに過ぎない。絵に描いた餅だ。

**** 学校事務は教員の仕事の払い下げ先に ****

中教審の「中間まとめ」の中で学校事務職員に触れているところを紹介する。

「基本的には学校以外が担うべき業務」として、給食費、教材費、修学旅行費等の学校徴収金を挙げている。給食費や教材費を公会計化することにより、未納者への督促も含め学校でこれらの業務を行うのではなく、地方公共団体（県や市町村、政令指定都市）が担うべきものと言っている。この方針は歓迎すべきものなのだが、こんな余計な文章「仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、学校徴収金の徴収・管理については、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲しながら、教師の業務としないようにするべきと考える」が混じっている。

学校の業務ではないから教員にはさせない、けど条例改正による公会計化がなされるまでは事務職員にさせると言う。学年どころか学級毎に金額が異なったり、徴収金額が毎回変わったりする面倒な徴収金会計業務を自治体が進んで引き受けるとは思えない。地教委だって人が足りない現状では、「とりあえず事務職員にさせとけ」と放って置かれることになる。

「地域ボランティアとの連絡調整」は、地域コーディネーターから名前を変えた地域学校協同活動推進員の業務としている。学校側の窓口として主幹教諭や事務職員をあて、職務として学校管理規則や職務標準表に書き加えるそうだ。

主幹教諭の少ない配置数からすると、実質的に事務職員に窓口の役割が科せられる。

上記の2つの業務は、共同実施推進派が熱心に取り組んでいるものだ。それを文科省が学校業務でないと否定しているのは、笑える。

ところで、肝心の地域学校協同活動推進事業だが、文科省は概算予算要求では、前年比10億円増の74億円余りを要求していたが、12月に示された予算案では、項目ごと丸々消え失せている。安倍首相が今年の衆議院選挙の公約に掲

げた幼児教育無償化や大学奨学金事業の拡大に予算が回されたのだろう。そうだとすると保育料や奨学金への補助は継続して実施されるものなので、地域学校協同活動推進員に費やされる予算の復活は当面難しい。

となると、教員から推進員に移譲させたかった業務を誰に背負わせるのか？これも「とりあえず事務職員にさせとけ」となるのは必至だ。

次に「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」に調査統計等への回答がある。「教師の専門性に深く関わるもの以外の調査は、事務職員が中心となって回答する」としている。

休み時間における児童生徒の事故等を防止する業務は、事務職員や地域ボランティアに協力してもらい輪番で行えと言っている。

管理職、主に教頭の業務である「日常的な環境衛生の維持又は改善のための活動」は、事務職員や地域ボランティア、民間委託を活用し教師にさせるなど言っている。

中教審や文科省は、何かというと地域ボランティアの活用と言うが、昼休み時間にだけ学校に出向いて児童生徒が危ないことをしないか校外に出て行かないかを見回ったり、学校敷地内の施設設備に不備や破損がないか見て歩き保全改修をしてくれる人がどれだけいるのだろう。

日本には、小中高校合わせて約38000校あるわけで、同じ数の奇特な方々がそろわない限り、事務職員は昼休みなしで児童生徒を見守り、校内の環境衛生保全作業のため敷地内を歩き回らなければならない。

**** やっぱり教員多忙化解消の生け贄か？ ****

「中間まとめ」には唐突に、教育委員会が取り組むべきこととして「事務職員の更なる活躍や学校間の事務の標準化を通じた事務処理の効率化を図るために学校事務の共同実施についても積極的に進めるべき」とある。なぜ共同実施が事務職員の「活躍」につながるのか理由が示されていないし、共同実施が逆に業務の非効率化をもたらしている実例がある。

近々文科省が示すであろう職務標準と学校管理規則の改正（改悪）モデルに注目しよう。（濱）